

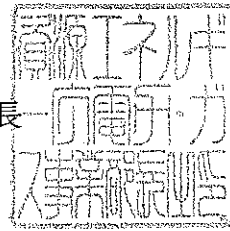
# 経済産業省

18資電部第142号

ガス事業会計規則の一部を改正する省令（平成十八年経済産業省令第百十一号）の施行に伴い、ガス事業会計規則取扱要領（昭和二十九年二十九公局第九百二十七号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

平成18年12月26日

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長



○ガス事業会計規則取扱要領 新旧表

改正後	現行
<p>第三十一 規則第十三条第一項のガス事業と附帯事業とに関連する費用（以下「関連費用」という。）は、直接に関連して要した費用及び間接に関連して要した費用を含むものとする。</p> <p>2 前項に規定する直接に関連して要した費用とは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 ガス事業と附帯事業とに係る費用で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ～ヲ（略）</p> <p>ワ 金融上の費用（支払利息、社債利息、企業債利息、企業債発行差金償却、株式交付費償却、社債発行費償却及び企業債発行費償却）</p> <p>二（略）</p>	<p>第三十一 規則第十三条第一項のガス事業と附帯事業とに関連する費用（以下「関連費用」という。）は、直接に関連して要した費用及び間接に関連して要した費用を含むものとする。</p> <p>2 前項に規定する直接に関連して要した費用とは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 ガス事業と附帯事業とに係る費用で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ～ヲ（略）</p> <p>ワ 金融上の費用（支払利息、社債利息、企業債利息、社債発行差金償却、企業債発行差金償却、<u>新株発行費償却</u>、社債発行費償却及び企業債発行費償却）</p> <p>二（略）</p>
<p>第五十九 創立費として繰延資産に計上できるものは、会社の設立に際して必要な費用で会社の負担に帰すべき金額（例えば定款及び諸規程作成のための費用、株式募集その他のための広告費、目論見書・株券等の印刷費、設立事務所の賃借料、設立事務に使用する者の手当、給料等、金融機関又は証券会社の取扱手数料、創立総会に関する費用等）、発起人が受ける報酬で定款に記載して創立総会の承認を受けた金額及び設立登記の登録免許税にあてた金額とする。</p>	<p>第五十九 創立費として繰延資産に計上できるものは、会社の設立に際して必要な費用で会社の負担に帰すべき金額（例えば定款及び諸規程作成のための費用、株式募集その他のための広告費、<u>株式申込証</u>・目論見書・株券等の印刷費、設立事務所の賃借料、設立事務に使用する者の手当、給料等、金融機関又は証券会社の取扱手数料、創立総会に関する費用等）、発起人が受ける報酬で定款に記載して創立総会の承認を受けた金額及び設立登記の登録免許税にあてた金額とする。</p>
<p>第六十一 <u>株式交付費</u>として繰延資産に計上できるものは、株式の交付等のために必要な費用であつて、株式募集のための広告費、金融機関又は証券会社の取扱手数料、目論見書・株券等の印刷費、変更登記の登録免許税等とする。</p> <p>（削る）</p>	<p>第六十一 <u>新株発行費</u>として繰延資産に計上できるものは、<u>新株を発行したときのその発行のために必要な費用</u>であつて、株式募集のための広告費、金融機関又は証券会社の取扱手数料、<u>株式申込証</u>・目論見書・株券等の印刷費、変更登記の登録免許税等とする。</p>
<p>第六十二 社債発行費として繰延資産に計上できるものは、社債募集のための広告費、金融機関又は証券会社の取扱手数料、目論見書・社債券等の印刷費、社債登記の登録免許税等とする。<u>なお、資金調達などの財務活動に係るものとして、繰延資産に計上された新株予約権の発行等に係る費用についても、社債発行費に含まれるものとする。</u></p> <p>2 社債の償還期限内に買入償還（借換の場合を除く。）をしたときは、当該社債に対応する社債発行費は、当該事業年度の費用としてその全額を償却するものとする。</p>	<p><u>2 前項の規定は、新株予約権を発行した場合に準用する。</u></p> <p>第六十二 社債発行費として繰延資産に計上できるものは、社債募集のための広告費、金融機関又は証券業者の取扱手数料、<u>社債申込証</u>・目論見書・社債券等の印刷費、社債登記の登録免許税等とする。</p> <p>2 社債の償還期限内に買入償還（借換の場合を除く。）をしたときは、当該社債に対応する社債発行費及び<u>社債発行差金未償却残高</u>は、当該事業年度の費用としてその全額を償却するものとする。</p>
<p>附則</p> <p><u>この要領は、ガス事業会計規則の一部を改正する省令（平成十八年経済産業省令第百十一号）の施行の日から施行し、改正後のガス事業会計規則取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。</u></p>	